

2020 年度地域力活用新事業創出支援事業

観光・体験商品の販路開拓支援事業に係る 企画運営の業務委託先 応募要領

【応募期間】

2020 年 10 月 30 日（金）～11 月 13 日（金）12 時必着

【応募書類の提出先】

< 郵送等の場合 >

日本商工会議所 地域振興部

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-2-2

丸の内二重橋ビル 4 階

※発送後、03-3283-7818 に送付した旨ご連絡ください。

< 電子メールの場合 >

「z-tenkai@jcci.or.jp」宛

※件名(題名)を必ず「観光・体験商品の販路開拓支援事業」としてください。

2020 年 10 月
日本商工会議所

目 次

1. 事業の目的	3
2. 事業の内容	3
3. 応募要件	4
4. 企画選考における審査基準	4
5. 選考結果の通知	5
6. 契約条件	5
7. 企画提案書の提出	6
8. 問い合わせ先	7
9. 支払い対象費目について	8

◆様式

(様式1) 応募申請書

(様式2) 暴力団排除に関する誓約書

1. 事業の目的

過年度までに小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業（地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト）で開発された商品をはじめ、各地商工会議所または地域の小規模事業者が中心となり、開発した地域発の観光・体験商品等について、ECサイトの活用を見据えた販路開拓・拡大を目的とした支援事業を行う。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を踏まえつつ、観光・体験商品の改良支援、および同商品の掲載、販売を行うECサイトへの商品掲載等に向けた支援を行い、新たな販路の開拓に向けた契機創出を図る。

2. 事業の内容

(1) 各地商工会議所および地域の小規模事業者への観光・体験商品改良に向けた支援

①観光・体験商品販売事業者としての視点から支援地域を推薦

観光・体験商品に係る商品改良および販路開拓支援において、各地商工会議所からの提出書類をもとに、販売事業者としての視点から、ECサイトによる商品販売に向けた商品改良支援が効果的である支援地域を選定し、支援先候補として日本商工会議所に推薦する。支援先の最終的な選定については、受託事業者の推薦結果を考慮し、日本商工会議所にて決定する。

②観光・体験商品の改良に向けたアドバイス、セミナー等の実施

支援先の商工会議所および地域の小規模事業者に対して、商品の改良に向けたセミナー等を実施する。

③個別相談対応、および商品内容に関するコンサルティング等の実施

支援先の商工会議所および地域の小規模事業者への現地訪問を行い、個別相談の対応、および一般消費者のニーズを踏まえたコンサルティング等を実施し、商品改良に向けた具体的な支援を実施する。

(2) 各地商工会議所および地域の小規模事業者への観光・体験商品のECサイト掲載支援

①消費者の観光・体験商品の購入を促す事業者ページの作成支援、添削対応

上記で商品改良支援を行った観光・体験商品を中心に、消費者の利用を促進する事業者ページの作成支援、および添削対応等を行う。

(3) その他の関連業務

3. 応募要件

受託を希望する企業等（提案者）は、次の要件を備えている必要があります。必要条件を満たさない企画書は無効とします。

また、同一の事業について、国（独立行政法人等を含む。）が助成する他の制度（補助金、委託費等）の交付を重ねて受けることはできません。

- (1) 日本に拠点を有していること
- (2) 企業、民間団体等、本事業に関する委託契約を事務局との間で直接締結等できる団体であること
- (3) 地域のおかれている現状、本事業の趣旨をよく理解していること
- (4) 当該業務委託に関する事業目標の達成、計画の遂行および事業の継続的な実施に必要な組織、人員、設備および施設を有していること
- (5) 当該委託業務を円滑に遂行するための経営基盤を持ち、資金、設備等について十分な管理能力を有していること
- (6) 事務局が委託するうえで必要とする措置を適切に遂行できる体制を持っていること
- (7) 一つの提案者が複数の提案を行ったり、複数の共同提案に参加しないこと
- (8) 事務局から提示された委託契約書に合意すること
- (9) 次の①から④のいずれにも該当しない者であること
 - ①法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - ②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - ④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

4. 企画選考における審査基準

採択にあたっては、書類審査により、以下の基準にもとづいて総合的な評価を行います。応募書類受付後、必要に応じて事業企画のプレゼンテーションを含めたヒアリングを実施する場合があります。また、審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求める場合があります。

- (1) 企画提案書の内容が次の各号に適合しているか。
- ①事業の内容が事務局の意図と合致していること
 - ②事業の方法、内容等が優れていること
 - ③事業の経済性が優れていること
 - ④事業の手法およびスケジュールが明確に示されていること
 - ⑤新型コロナウイルス感染症予防対策が講じられていること
- (2) 提案者に当該委託事業を行う体制が整っているか。
- (3) 提案者の経営基盤が確立しているかどうか。
- (4) 委託事業管理上、事務局の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有しているかどうか。

5. 選考結果の通知

選考結果は、企画提案書の提出者宛に書面にて通知します。

6. 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 採択件数

1件とする。

(3) 予算規模

500万円（消費税込）を上限とする。

(4) 実施期間

契約締結日から最長で2021年3月12日（金）までとする。

(5) 納入物

以下の項目について、書面および電子ファイルを保存した電子媒体（CD-R等）で納入すること。ただし、特に印刷物について、事務局と相談のうえ、編集可能な形式のデータと共に納入すること。

①実績報告書

各地商工会議所および地域の小規模事業者に対して実施した支援事業の内容等に関する報告書を納入すること

②事業者ページ作成マニュアル

事業者ページの開設に要する留意点、および消費者の利用促進を図る際の要点等についてまとめ、納入すること

③その他

その他の本事業での成果物を納入すること

(6) 費用の支払い

事業に要した経費は、原則として、事業終了後の確定検査を経た後、精算払いとなります。支払い対象費目は、「9. 支払い対象費目について」のとおりで、経費支出基準は別途お示しします。なお、予算執行上、全ての支出には領収書等の証明書類が必要です。さらに、支出額、支出内容が適切であるかどうかを厳格に審査いたします。これを満たさない場合は、当該委託費の支払いができない場合があります。

(7) 立案上の留意点

企画の立案にあたっては、本事業の趣旨を理解したうえで、「2. 事業の内容」について、具体的な企画内容、効果、効果測定方法などを明示してください。また、支払い対象費目に沿って、見積書（明細含む）を作成してください。その際、事業の項目ごとに予算額等を積算してください。

なお、立案に際して新型コロナウイルス感染症予防対策を講じていただくとともに、実施にあたっては、日本商工会議所との間で適時協議のうえ、同感染症の状況等への対応に万全を期すようお願いいたします。

7. 企画提案書の提出

(1) 提出書類等

①郵送等の場合には、以下の書類を一つの封筒に入れてください。封筒の宛名面には、「観光・体験商品の販路開拓支援事業に係る企画運営申請書」と記載してください。また、電子メールの場合には、以下の書類を「z-tenkai@jcci.or.jp」宛に送付してください（PDF ファイル等）。その際、メールの件名（題名）を必ず「観光・体験商品の販路開拓支援事業」としてください。

- ・（様式1）応募申請書
- ・（様式2）暴力団排除に関する誓約書
- ・法人組織概要（パンフレット等）
- ・業務実績および担当者（主たる者）の実績
- ・業務実施体制
- ・企画提案書〔6部（正1部、写5部）〕
 - 様式は任意
 - サイズはA4判、左綴じ
- ・見積書（企画提案書内に記載可）
- ・提案者となる企業の過去3年分の財務諸表（1部）
※設立年数が3年に満たない場合は、できるだけ長い年数分を提出ください

- ②提出された応募書類は、本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。
なお、応募書類は返却しません。
- ③応募書類等の作成費・郵送費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。
- ④企画提案書に記載する内容については、今後の実施するうえでの基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ明示してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となる場合があります。
- ⑤1申請者につき、1つの提案としてください。
- ⑥部分提案は禁止します。また、提出後の変更は認めません。

(2) 応募書類の提出期限

2020年11月13日(金) 12:00 必着

(3) 応募書類の提出先

応募書類は、郵送等もしくは電子メール(PDFファイル等)により、以下に提出してください。

<郵送等の場合>

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2 丸の内二重橋ビル4階
日本商工会議所 地域振興部 宛
※発送後、03-3283-7818 に送付した旨ご連絡ください。

<電子メール(PDFファイル等)の場合>

「z-tenkai@jcci.or.jp」宛
※件名(題名)を必ず「観光・体験商品の販路開拓支援事業」としてください。
※社印を要する書類については、後日、郵送をお願いする場合があります。

*持参およびFAXによる提出は受付しません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、本応募要領をよく読み、書類を作成してください。

8. 問い合わせ先

日本商工会議所 地域振興部(担当:中上、今井、斎藤、篠原)
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2 丸の内二重橋ビル4階
TEL: 03-3283-7818 FAX: 03-3211-4859 E-mail: z-tenkai@jcci.or.jp
受付時間 9:30~12:00 13:00~17:30(土日・祝日を除く)

* 電子メールでのお問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「観光・体験商品の販路開拓支援事業」としてください。他の件名（題名）では、お問い合わせに回答できない場合があります。

9. 支払い対象費目について

謝金／旅費／調査・集計費／借損料／委託人件費／雑役務費／通信運搬費／一般管理費（対象経費の10パーセント以内）

* 詳細について、契約時に別途支出基準をお示しいたします。